

頁	NO	キーワード	都市名	概要
1	1	自然環境 保全・活用	座間市	自然環境の保全・育成に関する取組
3	2	公園再整備	世田谷区	住民の自主創造による魅力ある公園の再整備
4	3	公共空間 再利用	篠山市	既存公共空間を有効活用した魅力ある交流拠点再整備
5	4	中心拠点	出雲市	中心市街地の子育て支援・高齢者交流機能の強化
6	5		佐野市	中心部の空きビルを福祉施設として活用
7	6	まちなか居 住	富山市	まちなか居住支援
9	7	空き屋対 策	鎌倉市	空き家・空き店舗等の情報登録・斡旋等
10	8	交通対策	全国各地	ソフト交通規制による人にやさしいみちづくり

【事例】自然環境の保全・育成に関する取組（神奈川県 座間市）

■座間谷戸山公園

- 里山の風情が残され、まとまりのある樹林地や湿原地から構成されており、自然とふれあい観察のできる「自然生態観察公園(アーバンエコロジーパーク)」(風致公園)として、保全・整備。開設面積30.6ha。
- 公園内を3つのゾーンに分け、自然環境に配慮した整備が行われている。

1. 里のゾーン：谷戸の入口部分の田、畑、竹林などをそのまま活かして体験農場とするとともに、里山体験館などを整備することにより「里」の風景が創出されている。
2. 谷戸のゾーン：現在のヨシ原の一部に新たに池を造成して、水鳥をはじめとする野生動物の生息、繁殖や水生、湿性植物などが観察できる水辺の観察拠点を整備している。また、北側の湧水地一帯には、その地形や地質、植生などをわかりやすく観察できる「わきみずの谷」が整備された。
3. 山のゾーン：里山の典型的な植生であるクヌギ、コナラなどの二次林について、その構成や人の生活とのつながりなどが観察・体験できる場として整備された。

- 運営・管理の基本方針。

1. 適切な維持管理を行い全体として自然環境の保全・育成・強化を図る。
2. 生息・生育する多様な動植物が継続的に存続できるよう、生息・生育環境の規模と状態を明確にした上で、管理時期、管理方法等に十分配慮し実施する。
3. 既存の生物相を含む多様な動植物が継続的に存続できるよう、定期的モニタリングを実施し、管理時期、規模、方法などの管理手法の見直しを適切に行う。
4. 公園内から発生する伐採樹木や刈り草等の自然資源は、3Rに配慮する。
5. 施設の安全確保や危険生物に対する影響対策、また、利用者への適切な案内・解説・啓蒙や利用指導等に努めること。
6. 公園利用者が自然観察、自然環境学習・体験、維持管理のボランティア活動等に積極的に参加し楽しめるよう、各種活動の場を提供する。
7. 生息・生育に関する維持管理の内容やボランティア活動等については、適切な運営管理に反映できるよう、各種情報データとして記録や集計を行う。
8. 自然、生き物、催し物、ボランティア活動等の情報発信を積極的に推進し、公園利用者へのサービス向上を目指す。



● 運営・管理の指針

- ・公園をエリア区分し、エリア別の目標環境と環境管理方針に基づき、保全・整備等を行っている。

● 維持・管理体制等

- ・ (財)神奈川県公園協会県立座間谷戸山公園を事務局とした運営会議が開催されている。
- ・ 運営会議は、座間谷戸山公園の存在意識である、里山としての貴重な緑や多彩な動植物を保全し、自然生態観察公園としてふさわしい谷戸山公園の管理運営や利用のあり方を協議し、かつ、行動することを目的として設立された。
- ・ 運営会議では、市民の自然保護団体や野鳥の会、自然観察指導員、大学生など、各方面のボランティアが中心となって、公園の活動方針を協議しており、この会議で協議された方針を基に、「落ち葉かきや池さらい等の里山保全活動」、「四季折々の自然や野鳥を観察する自然観察活動」、さらには田植えから稲刈り、そして収穫までを県民参加で行い、収穫した餅米を使って餅つきを行う「米作り収穫祭」など、恒例となっているイベントを協働して実施している。

● ボランティアによる取組

- ・ 基本的な公園の運営管理は、(財)神奈川県公園協会が実施するが、動植物の生息・生育環境の維持・調査、里山の諸活動(ふれあい・体験・学習)などについては、谷戸山運営会議を含めたボランティア活動が欠かせないものとなっている。
- ・ 市民参加の里山保全活動である「里山保全隊」は、参加無料、自由参加で月1回、毎月第3土曜日の午前10時から開催している。主な活動は、下草刈り、外来植物の除草、落葉かき等である。
- ・ このほかに、運営会議の会員である各種団体が、ボランティア活動を行っている。

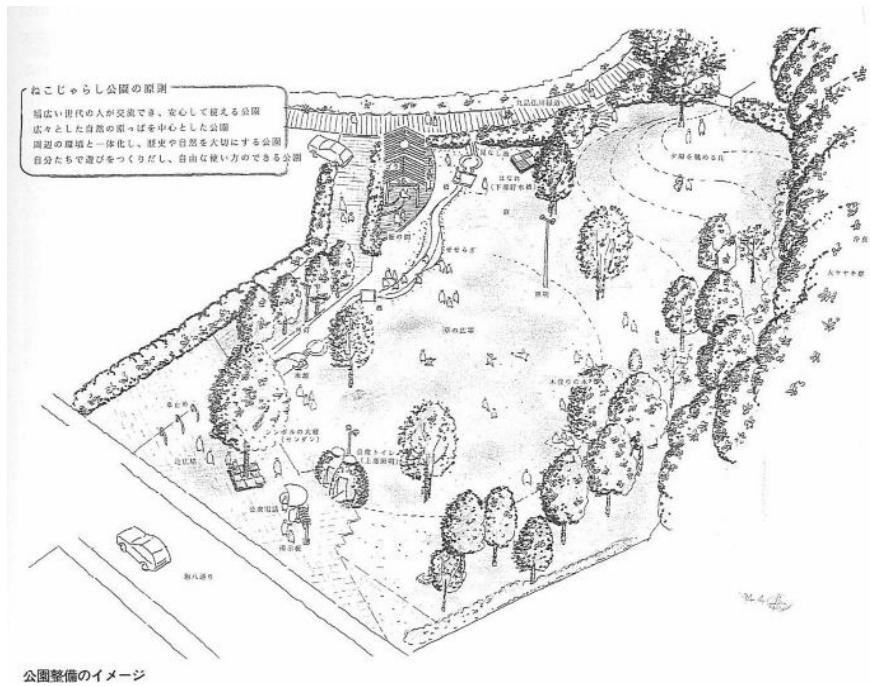
ボランティアの活動

名称	活動内容
座間谷戸山公園ボランティア「ぼらぼら」	「水鳥の池」の脇にあるビオトープ「カエル沼」の生物調査や維持管理、「昆虫の森」の山野草の調査の実施など、今では谷戸山公園の里山保全活動の中核を担っている。
ふるさとフォーラム座間	園内では小学生の親子で実施する稲作体験教室「米作り隊」での指導、公園まつりでの餅つき、里山体験館の前にある菖蒲田の手入れなどの活動をしている。
グリーンクラブ(神奈川県自然観察指導員連絡会)	毎月第3日曜日の午後1時から、季節毎に谷戸山の自然を楽しむ「定例自然観察会」を実施している。
谷戸山野鳥と自然の観察会	毎月谷戸山公園での野鳥の観察データを記録している。年数回、公園の行事としてバードウォッチングも担当している。
座間市星の谷地区社会福祉協議会	谷戸山公園の菖蒲田の管理を中心に活動している。また、公園まつりにも参加している。
さがみネイチャーゲームの会	年数回の公園のイベント「ネイチャーゲーム」を担当している。
グリーン相模原ネイチャーゲームの会	年数回の公園のイベント「ネイチャーゲーム」を担当している。
座間市公民館ふれあい自然科学クラブ	市内の親子を会員としたグループで、自然観察会の共催や「米作り収穫祭」での焼き火料理のイベントを盛り上げている。
座間のホタルを守る会	園内では、5月下旬から7月上旬までゲンジボタルを観察することができるが、座間市内でもその生息地は減少してきている。そこで、谷戸山公園をはじめ、3箇所のホタル生息地の保全を図りながら、周辺を自然環境を保全する活動をしている。
谷戸山写真楽会	谷戸山の野鳥を中心に、草花や昆虫などの写真撮影の他、花ごよみの作成、野鳥や山野草の保護、園内パトロールなどの活動を行っている。

【事例】住民の自主創造による魅力ある公園の再整備（世田谷区）

■ねこじゃらし公園

- ワークショップ形式により、設計段階から地域住民が参加し、街区公園をつくった。
- 住民参加により、みんなが納得できるプランになった。
- 公園やパブリック空間に対する愛着がわき、関心が高まった。
- 日常の管理も管理協定により、住民グループが実施。



【事例】既存公共空間を有効活用した魅力ある交流拠点再整備の取組み（兵庫県篠山市）

■廃校が子供たちの夢のとりでに

- 中学校の廃校を契機に、グラウンドを「子供たちの夢のとりで」として整備・活用。
- グラウンドは芝生広場やアート遊具が並ぶ「魔法の庭」に。
- 回転寿司風カウンターの上を玩具やワークシートが流れる「くるくるステーション」に。
- 世界の民族衣装を身に着けられる「世界の10歳」。
- パンやピザなどかまどを使ったプログラムなど様々なワークショップも体験できる。
- 地元が主体となった利活用・運営方向の検討や、次世代を担う子供たちの定住環境づくりを重視した取組みを行っている。

【事例】 中心市街地の子育て支援・高齢者交流機能強化の取組 （島根県出雲市）

- 中心市街地活性化の一環として、空き店舗を活用した子育て支援施設「新町あかちゃんルーム」と高齢者サロン「中町サロンよらっしやい」を同時にオープン。
- 「新町あかちゃんルーム」は、保育士が常駐し、主に、0歳児のお子さんをお持ちの方々が、子育て相談や親と子の触れ合い、親同士の交流、情報交換等を行う場。
- 「中町サロンよらっしやい」は、高齢者の憩いの場として、出雲市慶人会と出雲市シルバー人材センターが運営をしている。
- 野菜の販売、手芸教室、刃物砥ぎと手芸品の販売、生花、踊りの練習場など多彩なイベントを実施しており、無料休憩所や囲碁や将棋の場としても、自由に利用可能。
- 多くの人でにぎわい、地域のコミュニティ増進の有効な場となっている。



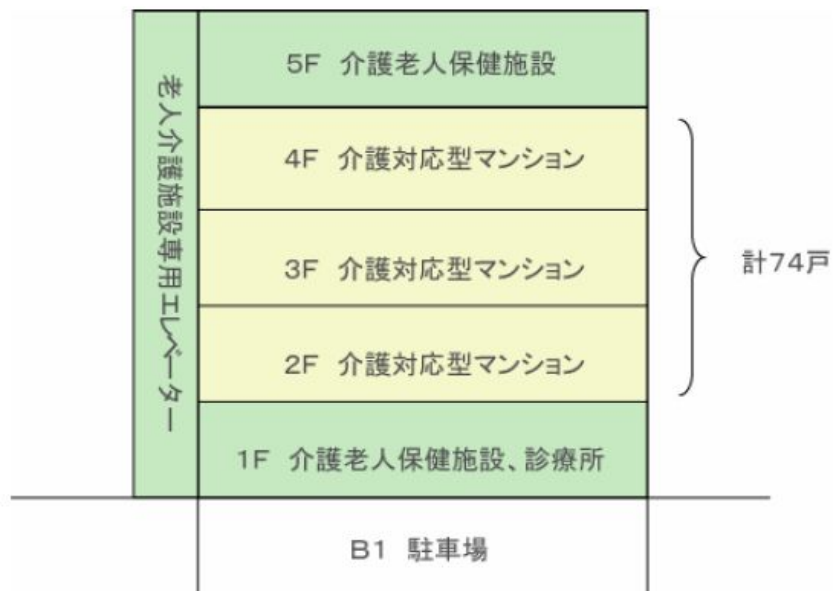
● 新町あかちゃんルームの様子



● 野菜の販売風景

【事例】 中心部の空きビルを福祉施設として活用する取組 （栃木県佐野市）

- 中心部のデパートが撤退して空ビルに。
- 空ビルを「介護対応型マンション」にコンバージョン。
 - ・ 隣接の町を中心に特別養護老人ホームや老人保健施設を運営していた医療法人が、この建物を買取って再生した。
 - ・ かつての商業施設は、現在は1階には介護老人保健施設と診療所が入居し、2階～4階が介護対応型マンション、5階は介護老人保健施設という構成になっている。



改修後の建物の利用形態



【事例】 まちなか居住支援の取組（富山市）

■まちなか居住推進事業

～人口減少、超高齢化、中心部の活力停滞が進む「都心地区」の約436ha を補助対象区域として、まちなか居住を積極的に支援している

- ◎緑化面積 5%以上、
公開空地面積 10%以上
- ※単身型については1/2の補助額
- ※補助限度額（併設店舗等整備補助
金含）は、5000万円

補助額
100万円/戸



事業者向けの支援
共同住宅の建設促進

まちなか共同住宅建設促進事業

◎まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅を建設される方に補助します。

- ◎敷地面積 200㎡以上、住戸数 4戸以上
- ◎住戸専用面積 55㎡以上
（単身型は40㎡以上）

事業者向けの支援

共同住宅の建設促進

まちなか優良賃貸住宅補助事業

◎国の制度である地域優良賃貸住宅（高齢者型）・地域優良賃貸住宅（一般型）で、まちなか住宅・居住環境指針に適合するものについて建設費の上乗せ補助をします。

上乗せ補助額 50万円/戸

- 地域優良賃貸住宅（高齢者型）建設費補助
 - ・住宅共用部分等整備費補助 補助率2/3
 - ・家賃減額補助 20年間
- 地域優良賃貸住宅（一般型）建設費補助
 - ・住宅共用部分等整備費 補助率2/3
 - ・家賃減額補助 10年間

業務・商業ビル等から住宅への転用促進

まちなか住宅転用支援事業

◎遊休化した業務や商業ビルなどを改修して、まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅に転用される方に補助します。

◎S56.6.1以降の建築確認を受けた建物
※単身型については1/2の補助額
※補助限度額（併設店舗等整備補助金含）は5000万円

補助額
100万円/戸



住宅に併設する店舗等の整備促進

まちなか住宅併設店舗等整備支援事業

◎まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅を建設する際に、低層階に店舗、医療・福祉施設等を併設して建設される方に補助します。

補助額
2万円/㎡
（支援対象面積
上限300㎡）

市民向けの支援

住宅取得の促進

まちなか住宅取得支援事業

■一戸建て住宅取得補助

◎まちなかで一定水準以上の一戸建て住宅を建設又は購入される方に補助します。

◎延床面積 75㎡以上、

緑化面積 5%以上

◎補助限度額 金融機関からの借入額の3%

■共同住宅(分譲)取得補助

◎まちなかで一定水準以上の分譲型共同住宅を取得される方に補助します。

◎住戸専用面積 55㎡以上

◎まちなか居住環境指針の高さ指針に適合する共同住宅
◎補助限度額 金融機関からの借入額の3%

補助額
50万円/戸
(限度額)

補助額
50万円/戸
(限度額)

賃貸住宅の家賃助成

まちなか住宅家賃助成事業

◎まちなか以外からまちなかの賃貸住宅へ転居される世帯に、家賃を助成します。

◎住戸専用面積 37㎡以上
(ただし学生の場合は25㎡以上)
◎補助月額「家賃」×「住宅手当」
(ただし限度額1万円)
◎世帯の所得月額 44.5千円
以下(全世帯の上位35%の所得階層は助成の対象外)

補助額
1万円/月(限度額)
3年間

デイスポーター排水処理システムに対する支援

デイスポーター排水処理システムの整備促進

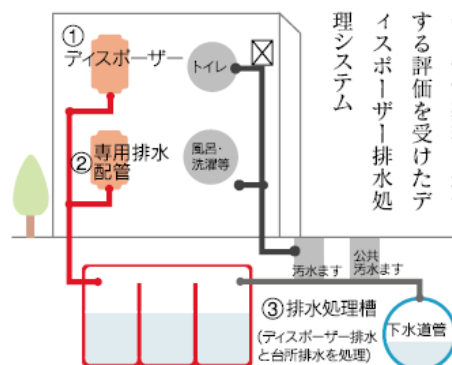
まちなかデイスポーター排水処理システム整備事業

◎富山市まちなか居住推進事業の事業計画の認定をうけて整備される共同住宅や戸建て住宅に、設置されるデイスポーター排水処理システムの整備費の一部を補助します。

◎「まちなか共同住宅建設促進事業」
「まちなか優良賃貸住宅補助事業」
又は、「まちなか住宅取得支援事業」
の認定を受けて整備する住宅に設置するデイスポーター排水処理システム

補助額
5万円/戸
(限度額 250万円)

◎旧建設大臣の認定、又は、日本下水道協会の性能基準に適合する評価を受けたデイスポーター排水処理システム



このシステムは以下の3つの要素で構成されています。
①各住宅等から発生する生ゴミを粉砕するデイスポーター。
②破砕されたデイスポーター排水を台所排水とともに搬送する排水配管。
③排水中の固形物などを処理する排水処理槽。

まちなか居住の普及・支援

計画策定支援

まちづくり計画策定支援事業

◎計画アドバイザーの派遣、計画策定に要する費用の一部を補助することにより、地元住民が主体となるまちづくり計画の策定を支援します。

補助額
100万円
(限度額・5年間累計)/件
補助率1/2

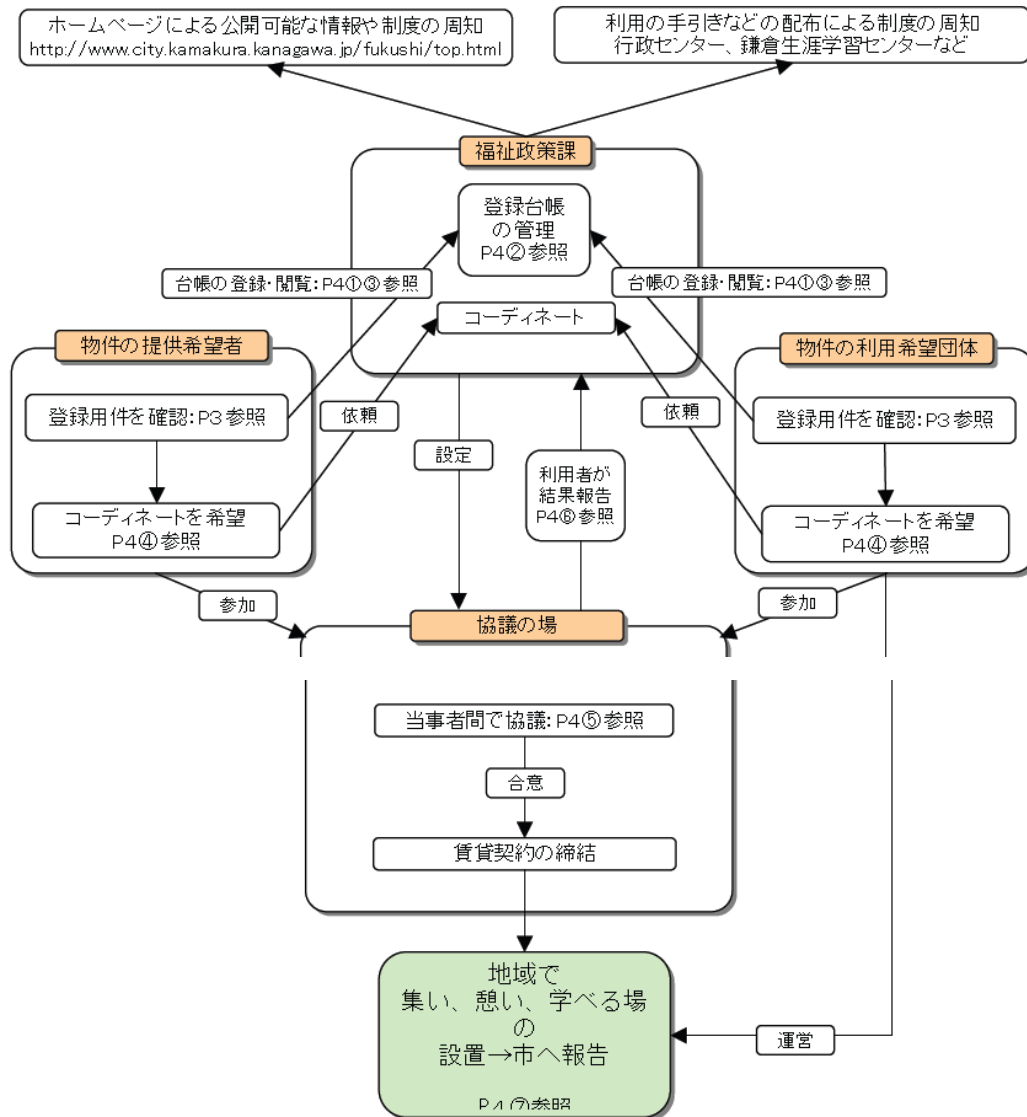
空き家、空き店舗等情報登録制度のしくみ

《制度の趣旨》

平成18年3月に改定した健康福祉プランでは、プラン推進のための礎として、地域福祉の推進を位置付け、推進のための取り組みとして4つの目標を立てています。

その目標のひとつに、「地域で集い、憩い、学べる場づくり」を掲げており、自宅から歩いていける身近な場所で、地域住民が主体となった交流できる「つどいの場」づくりの推進が求められています。

そこで、市では、新たに場を福祉活動に使ってもらいたい人と、活動の場を求めている人を引き合わせるために、「空き家、空き店舗等情報登録制度」をもうけました。



【事例】ソフト交通規制による人にやさしいみちづくりの取組（全国各地）

■様々なソフト交通規制のメニュー

●車両の時間帯通行規制、一方通行規制、速度規制など

●その他の車両への注意喚起等の手法

ハンプ・クランクの設置



- ・ハンプ、クランクを設置することにより、幹線道路から生活道路への自動車の進入を抑制

インターロッキングブロックによる舗装



- ・インターロッキングブロック舗装により生活道路であることを明示し、自動車の進入を抑制

舗装によるドライバーへの注意喚起



- ・路側帯部分の色を変えることで歩行者が通行する部分を明確にし、自動車に注意を促す